

令和8年2月定例教育委員会会議録

日 時 令和8年2月3日（火）午後1時30分から
場 所 市役所南別館3階 教育委員会室

出席者

教育委員：児玉教育長、赤松委員、岡村委員、中原委員、宮田委員

説明者：黒木教育部長、清水教育政策課長、宮崎学校教育課長、湯田生涯学習課長、徳永文化財課長、田之上都城島津邸館長、椎屋学校給食課長

事務局：山崎教育政策課副課長、豊増教育政策課副主幹

1. 開会

教育長より、令和8年2月の定例教育委員会の開催を宣言した。本日の委員会終了時刻を午後3時頃と予定している旨を報告。

2. 市民憲章朗読

3. 前会議録の承認

教育長より、令和7年9月から10月までの定例教育委員会の会議録について、確認を求める旨を報告。

4. 会議録署名委員の指名

都城市教育委員会会議等に関する規則第15条により、宮田委員、赤松委員が会議録署名委員に指名された。

5. 教育長報告

5.1 議事の一部非公開について

教育長より、教育長報告の中の虐待案件とその他の項目について、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政組織および運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることが提案され、異議なく承認された。

5.2 報道関係について

教育長より1月の報道について報告があった。

- ・市町村対抗駅伝において小学生・中学生がほぼ区間賞を取って優勝したことが報告された。
- ・南小学校では、南日本酪農協同株式会社デイリーの協力により毎年熱気球体験が実施されていることが紹介された。
- ・吉之元小学校では、校庭でのスケートを満喫する活動が行われた。夜間、保護者が集まり1時間に1回水まきをして氷を作り、子どもたちがアイススケートを楽しんだことが報告された。
- ・児童作文掲載状況についても年々増加傾向にあり、デジタル提出により新聞社が掲載しやすくなっていることが報告された。

5.3 都城教育の新基準について

教育長より、欧州教育視察の結果を踏まえた都城教育の「新基準」についてプレゼンテーションが行われた。

フィンランド、スウェーデン、英国を視察し、各国の教育システムについて報告された。スウェーデンの教員からは「デジタルが入ってきたときに野放しにして失敗した。AIが来るときには失敗するわけにいかない」との話があったことが紹介された。

フィンランドでは教師への信頼が高く、一つの学級を3人で見ると（アシスタント2名を含めると5名）体制があり、良いものは良い悪いものは悪いとして是正していく特徴がある。スウェーデンでは自立を特徴としており、KEDプログラムのような個々人に合わせた学習を進める一方で、脱デジタル化と呼ばれる教科書の紙への回帰が行われている。英国では生成AIを使い、結果として週10時間程度の業務削減ができたことが報告された。

欧州のデジタル化・アナログ化という議論を超え、都城市では双方に適切に組み合わせたハイブリッドな学びを新基準としたい。北欧での教訓としては、デジタルは「魔法の杖」ではなく、機器であり道具であり良し悪しはなく、どう使うかである。都城市の解としては、小学校低学年はアナログ重視、中学年でハイブリッドへの移行、高学年・中学生でデジタル・エンパワーメントという発達段階に応じた「黄金比」を今後考えていく。

実践のエビデンスとして、主体性の確立、壁を超える「つながり」、地域という「教室」の3点を挙げる。

(ア) 主体性の確立：スウェーデンの「KED」に匹敵する自由進度学習

吉之元小学校での理科における、自分のペースで深掘りしたクイズ形式でのアウトプット、上長飯小学校での算数における、自分で建てた学習計画に基づく学習、安久小学校での音楽における

る、自分たちでペア（ないしソロ）を決定する選択制学習など。

（イ）壁を超える「つながり」：英国の「MAT」のスケールメリットを、ICTで実現

西岳小学校・吉之元小学校・夏尾小学校における、離れた教室をオンラインでつないだ3校合同学習の「NN学習」、高城小学校・石山小学校・有水小学校における、オンラインで俳句の発表会を行う「TJ学習」、明道小学校における、給食の時間としてラジオ番組を都城市内の学校に配信する全市的なイベントなど、オンラインを活用した学校間連携の取り組み。

（ウ）地域という「教室」：フィンランドの「信頼」ベースの教育と重なる、都城のコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールを活用した地域との連携や伝統の継承として、山之口小学校や麓小学校の向原奴踊り、志和池小学校の棒踊り復活、白雲小中学校の落花生収穫、各学校での門松作りなどの取り組みなど。地域への貢献として、高崎麓小学校のJR駅清掃での表彰、沖水中学校の大淀川クリーンアップ作戦での感謝状受賞など。

欧州にない都城の武器は「地域力」であり、地域ボランティアや多世代交流こそが最強のウェルビーイングである。

教師の役割は一斉授業から「伴走者」（TeachingからCoaching）へ転換されてきているが、生徒自ら学び、教師は生徒と向き合う時間を最大化することが究極の狙い。そのためには、教師は個別の対話をしていく必要があり、テクノロジーを使い人間同士のつながりを守っていく。テクノロジーでつながりを切るのではなく逆につながりを守っていくことが大切である。

「人間力あふれる児童生徒の育成」のための「温かいイノベーション」として、第2波となっている生成AIなどのテクノロジーの改良、そのテクノロジーに支えた人間性の回復であるということを考えて市民の方々にも訴えていきたい。

5.7 生徒指導状況報告

5.7.1 不登校・不登校傾向について

小学校197名、中学校348名で、新規の方々が多く、スプリング教室16名、青空ラボ小学生12名・中学生20名の計31名が利用していることが報告された。

5.6.2 暴力行為について

小学校2件（器物破損1件、対人暴力1件）、中学校2件（性加害1件、器物破損1件）が発生。小学校ではボール遊びでの隣家への被害と、金銭貸借を原因とする対人暴力、中学校ではスカートの上から臀部を触る、下着の中に手を入れるなどの事案と、体育館でのスケボー練習によるガ

ラス破損が報告された。

5.5.3 非行について

中学校3件（喫煙1件、動画拡散1件、補導1件）を報告。中学生による水たばこ（シーシャ）の喫煙と動画拡散、裸の画像送信、電子たばこでの補導などが報告された。

5.5.5 いじめについて

小学校58件、中学校11件を認知。特異ないじめとして、小学校1件（悪口・ばい菌扱い）、中学校1件（アンケート調査で発覚、加害者5人）が報告され、解消率は小学校56%、中学校38%であることが報告された。

6. 議事

6.1 報告第126号 令和8年度都城島津邸年間行事予定について

説明（都城島津邸館長）：展示については収蔵資料展を4月から6月と12月から3月、企画展を7月から9月、特別展を10月から11月に開催予定。特別展は新市誕生20周年・島津荘誕生1000年記念事業として開催する。イベントについては春秋の行楽シーズンを中心に開催し、有名女優による読み語りや茶道裏千家淡交会による「月窯」を開催予定である。

質疑応答はなく、報告第126号は承認された。

6.2 報告第127号 都城島津邸着付け体験商品化について

説明（都城島津邸館長）：インバウンド誘客に力を入れており、体験型旅行商品として着付け体験を商品化して観光基地としての魅力の向上を図る。市内の着付け体験を実施できる事業者を公募し、1年単位で協定を締結する。2月中に募集し、3月に審査を行い、4月に複数の業者と協定を締結する予定である。

意見（岡村委員）：着付け体験について、島津邸だけでなく都城歴史資料館もセットになるとよいのではないかと。

意見（教育長）：人力車で行くなど、そぞろ歩くスポットが点在しているので参考にしていきたい。

報告第127号は承認された。

6.3 報告第 128 号 都城島津邸伝承館審議会委員の選任について

説明（都城島津邸館長）：現在 7 名の委員で構成されているが、高齢化が進んでいる。今年度、関周一委員が宮崎大学から神戸女子大学に所属変更されたことに伴い、令和 7 年 9 月付けで相馬和将氏（宮崎大学 教育学部社会科教育 講師）を日本中世史専門の先生として審議会委員に選任した。

質問（教育長）：相馬先生の意向はいかがか。

回答（都城島津邸館長）：確認したところ、ぜひよろしく願いますとのご承認をいただいた。

報告第 128 号は承認された。

6.4 報告第 125 号 都城市学校給食センター運営審議会の答申について

説明（学校給食課長）：令和 8 年 1 月 29 日付で運営審議会へ諮問した令和 8 年度の学校給食費について答申があった。審議結果は賛成多数により承認された。出席委員 12 名中、議長を除き賛成 11 名、反対 0 名であった。

主な意見として、小学校のみの無償化であることの周知の必要性、非喫食者への対応について国や市はどのように考えているかがあった。保護者への周知は 3 月議会の予算可決以降にシグフイー等を通じて行い、広報都城や市公式HP等で広く市民に周知し、非喫食者への対応は国が示す例や要綱、他市町村の状況を注視しながら、基準等も含めて検討していくと回答した。

質疑応答はなく、報告第 125 号は承認された。

6.5 議案第 27 号 都城市学校給食条例の一部を改正する条例及び都城市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則について

説明（学校給食課長）：国による学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の実施に伴い、本市の学校給食費の徴収について整理するため所要の改正を行う。

・都城市学校給食条例の改正：小学生の給食を無償とするため、市立小学校に在籍する児童の保護者等からは給食費を徴収しないことを規定し、支援対象外となる児童については除外規定を設ける。教職員等については、給食費相当額の徴収規定を削除し、別途要綱で規定する。

・都城市学校給食条例施行規則の改正：令和 8 年度の小学生の給食費については、国の支援基準

額に準じて月額 5200 円に改定し、給食費の 1 食当たりの単価を 288 円に改定する。食材費の基準額超過分は市が負担する。中学生については従来同様月額 4500 円に据え置く。教職員等については、給食を提供した際の徴収額と徴収方法の規定を削除し、別途要綱で規定する。その他、書類提出に関する規定を再整備する。

質問（岡村委員）：職権とは誰を表すのか。

回答（学校給食課長）：都城市長の権限である。

質問（教育長）：学校訪問で給食を食べる場合の金額はいくらか。

回答（学校給食課長）：小学校 300 円、中学校 340 円である。

質問（中原委員）：中学校の給食費が変わらない理由は何か。

回答（学校給食課長）：小学校のみ国県が支援するため、中学校は従来通り 4500 円を保護者が負担し、差額は市が負担する。

質問（中原委員）：教職員等の給食費相当額については提示しないのか。

回答（学校給食課長）：別途規定する要綱に記載する予定である。

質問（宮田委員）：申込書に電話番号のみで、メールアドレスがないのはなぜか。

回答（学校給食課長）：現在、保護者に連絡するのは何らかの確認や給食費の滞納についてだが、電話番号と住所があれば足りており、メールで督促等を行わない。

質疑応答はなく、議案第 27 号は承認された。

6.6 報告第 124 号 令和 7 年度史跡見学会「早春の都城跡を散策しよう！」開催要項の制定について

説明（文化財課長）：市名の由来となっている中世の山城「都城跡」を散策しながら見学することで、市民の郷土愛の醸成を図る。開催日時は、令和 8 年 3 月 13 日（金）の 9 時から 16 時まで、午前の部と午後の部の 2 回開催する。

午前の部は都城跡約 2.6 キロの散策と歴史資料館での出土品見学、午後の部は池之上城の廓撮影と撮影データからの 3D データ作成、都城跡本丸など 1.5 キロの散策、歴史資料館見学を行い、完成した 3D データの披露を行う。完成した 3D データは後日市 HP で公開予定。

募集対象は大人 40 名（午前の部 30 名、午後の部 10 名）で、参加料は無料、保険も市で加入する。

質疑応答はなく、報告第124号は承認された。

6.7 報告第123号 令和7年度第30回都城市小学生読書感想文コンクールの結果について

説明（生涯学習課長）：応募期間は令和7年9月25日（木）から11月6日（木）まで。市内32の小学校から4019名の応募があり、児童総数9272名に対する応募率は43.35%で、近年で一番少ない結果となった。

表彰式は令和8年2月28日（土）午前10時30分から市立図書館ホールで開催予定。

・学校賞

最優秀校：富吉小学校

優秀校：上長飯小学校、安久小学校

優良校：大王小学校、祝吉小学校、今町小学校

・個人賞

最優秀賞：池元希帆さん（川東小学校3年生）、作品名「パパの帰りがおそいわけを読んで」

教育長特別賞：小濱暖喜さん（梅北小学校5年生）、作品名「夢に向かって」

金賞・銀賞・銅賞：各学年より1名ずつを選考

※金賞の3年生と銀賞の5年生は最優秀賞と教育長特別賞を選考した関係で選考なし

学校賞は、学校ごとの応募率に個人賞の結果を加味し、得点に応じた選考としている。

全く応募がない学校に問い合わせたところ、図画や習字等の中からの選択の結果、時間の不足、夏休みの宿題への掲載漏れ、書き方が各家庭任せである等の回答があった。

意見（赤松委員）：応募率0%の学校があるが、読書感想文に取り組む意義について指導していただきたい。読書感想文は選書、読込み、思考活動、作文活動による思考力・表現力の育成に繋がっており、本市の目指す学力向上に資する活動である。

回答（生涯学習課長）：よく取り組んでいる学校では、夏休み中に本を1冊読んでもらい、低学年は授業ですぐ感想が書けるようにし、高学年は下書きをしてきて授業で活かすという工夫をしている。また、市以外のコンクールに出しており、市の応募数にカウントされていないものもある等、集計の取り方に統一性がないところがあった。

意見（岡村委員）：自分の考えをまとめて表現することはどの学校でもテーマとして取り組んでおり、その手段として読書感想文コンクールは非常に役立つものだと思う。一方で、感想文の書き方がわからないという声も聞くため、書き方の指導資料を配布してはどうか。

回答（生涯学習課長）：大変力のある児童生徒もおり、また積極的に取り組んでいる学校については、学校にも表彰して図書カードを送っている。それで児童生徒が頑張ったことで本が買える

と伝えるなどの取組みをしている学校もある。頑張っている学校を応援していきたい。

意見（中原委員）：学校教育課がもう少し力を入れるべきではないか。読書感想文の意義・背景には、学力向上が必ずあることを踏まえ、学校教育課の方から各学校に協力要請をお願いしたい。担任の先生の影響もあると思うが、その前に校長先生・教頭先生の方から先生方に、アクションを起こすべきではないか。

回答（教育長）：ぜひタイアップしながらやってほしい。

報告第123号は承認された。

6.8 報告第122号 令和7年度都城市小中学校教職員教育研究論文選考結果について

説明（学校教育課長）：小学校教諭から34本、中学校教諭から16本、管理職から6本の応募があった。厳正な審査の結果、名簿小学校の内山佳子栄養教諭を最優秀賞とした。研究主題は「誰1人取り残さない食育の推進」である。

その他、優秀賞2本、優良賞3本、奨励賞4本、特別賞6本となった。学校賞については、職員定数に対する応募数の割合が25%以上という基準を超える学校がなかったため該当なしとなった。

質疑応答はなく、報告第122号は承認された。

6.9 議案第25号 石山幼稚園の休園について

説明（学校教育課長）：令和8年度の入園希望者がなかったことから、令和8年度も石山幼稚園の休園を継続し、入園募集を中止したい。石山小学校区内居住者の5歳児6名全員が入園を希望しなかった。令和9年度以降の対応については、地域や保護者の意見を踏まえて協議を進める。

質疑応答はなく、議案第25号は承認された。

6.10 議案第26号 都城市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について

説明（学校教育課長）：都城市遠距離通学費補助金交付要綱第10条に新たな号を追加し、不登校特例校であるあやめ野中学校に在籍する生徒の保護者を、本補助金の交付対象外とする。学びの多様化学校への通学が小規模特認校制度と同様に、校区外通学であり、保護者の選択による就学であることから、既存制度との公平性・制度的整合性の観点から改正を行う。

質問（岡村委員）：小規模特認校も対象外なのか。

回答（学校教育課長）：個人の選択で指定校以外を選んだ場合は対象外となっており、その整合性を図った。

議案第 26 号は承認された。

6.11 報告第 121 号 令和 7 年度学びの多様化学校入学等申請審査結果について

説明（教育政策課長）：令和 8 年 4 月 1 日開校予定の学びの多様化学校である「都城市立あやめ野中学校」の入学・転入学について、事前の教育相談等の希望申込者数は小学 6 年生 13 名、中学 1 年生 15 名、中学 2 年生 16 名の計 44 名で、教育相談の課程で 2 名の辞退があり、最終的な教育相談実施者数は 42 名であった。多様化学校への入学転入学申請者は小学 6 年生 10 名、中学 1 年生 11 名、中学 2 年生 10 名の計 31 名で、審査の結果、申込者 31 名全てを承認することとした。

教育相談の課程で辞退した 2 名については、在籍校への復帰に向けて登校できている日が増えていくことに伴うものなど、状況に合った支援について継続相談する意向だったものであり、申請がなかった 11 名については 辞退教育相談を通じて、青空ラボ等他の支援が適していることが分かったケースや、在籍校との信頼関係が生まれ在籍校での支援を選択したケースなど、いずれも前向きな選択がなされた。

質問（中原委員）：知的障害の児童生徒への対応はどうするか。自・情学級や特別支援学級は設けないのか。

回答（教育政策課長）：特別支援学級は作らない。それを理解していただいた上で申し込みをいただいている。「少数で緩やかなカリキュラムの学校」であり、この内容・状況でなら学校に登校できるだろうというお子さんが申し込まれている。

報告第 121 号は承認された。

6.12 議案第 24 号 都城こどもフィロソフィの策定について

「急速に変化する社会」、「多様性・多様化」の中を生き抜く児童生徒たちへ、市民憲章の理念をより分かりやすく伝え、児童生徒自身が具体的な行動をイメージできるよう、都城フィロソフィの理念も加味した行動規範である「未来を切り拓く 都城こどもフィロソフィ」を策定する。都城フィロソフィ 30 項目を児童生徒向けに 10 項目に整理し、児童生徒にとって具体的な行動がイメージしやすいよう項目ごとに、解説と中学生や教員から集めた体験談をセットにした。来年度児童生徒への周知を図る予定としている。

質問（岡村委員）：各学校の独自スローガンとの整合性はどうするか。体験談が項目に合っていないものがあるのではないか。

回答（教育政策課長）：学校独自のスローガンとの兼ね合いは今後検討する。体験談については再度精査させていただく。

質問（教育長）：子どもの意見の反映については、どうか。都城こどもフィロソフィをどのように組み上げていったかを説明しなければ納得感がない。

回答（教育政策課長）：「都城市民憲章×都城フィロソフィ」を子どもたち向けにわかりやすい内容にし、両方が包含されているような言葉として、10項目に整理したことを説明する。

意見（岡村委員）：これは小学校低学年には難しいのではないか。

回答（教育政策課長）：来年の6年生向けには卒業する時に記念品として手帳をお渡しする予定だが、その前に全校生徒にタブレット配信して周知を図っていく。

議案第24号は承認された。

7. その他

特になし。

8. 今後の予定

事務局から、2月および3月のスケジュールについて説明があった。

- 2月7日：都城市小中学生プレゼンコンテスト
- 2月14日：新市誕生20周年記念式典
- 2月16日：都城市教育研究論文の表彰式及び研究発表会
- 2月21日：「都城教育の日」推進イベント
- 2月28日：読書感想コンクール表彰式
- 3月4日：3月定例教育委員会
- 3月7日：都城市社会教育振興大会
- 3月16日：中学校卒業式
- 3月25日：小学校卒業式

教育委員会慰労会については、3月25日の予定であったが、日程の都合により別日に変更することとなった。

9. 閉会

教育長から、令和8年2月定例教育委員会の閉会が宣言された。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長